

議 会

6月1日から6月22日までの会期  
**市議会6月定例会の主な内容をお知らせします**  
 問い合わせ 総務課 瀧井 ☎(23) 0050

一般会計補正予算(第1号)

平成29年度の第1回目の補正で1億5281万2千円を増額し、補正後の総額を19億8281万2千円としました。今回の補正予算では、災害復旧や維持修繕など緊急性の高い事業、二酸化炭素排出抑制事業や農村地域防災減災事業などに関する経費および旧片浜小学校の利活用に関する経費などについて、予算措置を行いました。

牧之原市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

市では、地域の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている、中小企業・小規模企業の振興を重要施策として位置づけ、これを総合的に推進するために条例を制定しました。条例では、市が振興施策を実施する際の基本方針や市の責務、中小企業・小規模企業を支援する関係機関の役割などを定めています。

市道大倉町丁田線新設工事(1工区・2工区)の請負契約について

5月18日に制限付き一般競争入札が執行された工事請負契約の締結に

ついて、次のとおり可決されました。  
 ▼工事の場所 東萩間地内  
 「1工区」▼契約金額 3億3804万円 ▼契約の相手方 相良・鈴木特定建設工事共同企業体  
 「2工区」▼契約金額 3億3480万円 ▼契約の相手方 共和・加藤特定建設工事共同企業体

津波避難タワーAブロック設置工事の請負契約について

6月6日に指名競争入札が執行された工事請負契約の締結について、次のとおり可決されました。  
 ▼工事の場所 静波地内 ▼契約金額 1億7042万4千円 ▼契約の相手方 株式会社川崎建設

また、平成29年度市後期高齢者医療特別会計補正予算、市税条例や市国民健康保険税条例などの一部改正について市長が専決処分を行ったことに対して議会の承認を得ました。その他、人権擁護委員の候補者の推薦、固定資産評価員の選任、市介護保険条例の一部を改正する条例、市土地改良財産の管理及び処分に関する条例の制定、市営土地改良事業(男神地区)の計画変更について可決されました。

防 災

地震から身を守る  
**牧之原市耐震シェルター整備事業費補助金**  
 問い合わせ 防災課 奥川 ☎(23) 0056

昨年4月に発生した熊本地震では、耐震性のない家屋が大きな被害を受けました。地震が起きてまず身を守るために、住宅の耐震化はとて大切で、耐震化を進める一方、耐震シェルターの設置も命を守るための手段となるため、その設置費用の一部を助成します。

～ 安全な空間を確保する耐震シェルター～  
 地震発生時における住宅の倒壊などによる人的被害を防止するため、住宅内に設置する箱型の装置です。住宅が倒壊した場合でも安全な空間を確保することができます。

対象者

▼対象となる住宅の所有者またはその住宅に居住する者

対象住宅

▼昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断における評点が1.0未満であると判定された住宅

補助金額

▼耐震シェルターの設置に要する経費のうち、耐震シェルター1の購入費、設置費(設置のための床下工事を含む)および運搬費とする  
 ▼補助対象経費の2分の1以内(千円未満端数切捨て)、25万円を限度とする。ただし、平成30年度までは補助対象経費の4分の3以内(千円未満端数切捨て)、25万円を限度とする

申請方法

▼申請書および必要書類を防災課(市役所榛原庁舎4階)へ提出する(申請書は市ホームページからダウンロード可)  
 ▼申請書は必ず耐震シェルターの購入(工事を発注)前に提出する

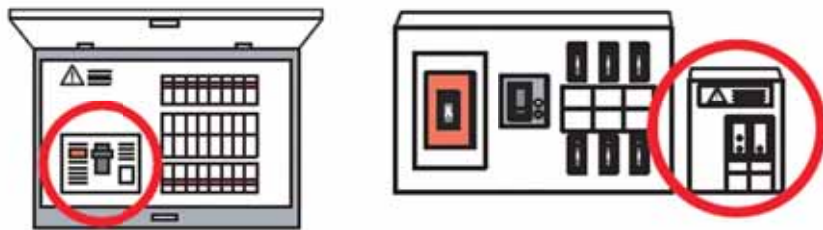
防 災

南海トラフ巨大地震に備えて  
**牧之原市感震ブレーカー等設置事業補助金**

市では南海トラフ巨大地震に備え、地震発生後の通電火災から「人命」「家」「地域」を守るため、感震ブレーカーの設置を推進し、設置費用の一部を助成しています。

～ 揺れを感知し電力供給を遮断する感震ブレーカー～

ブレーカー分電盤に内蔵されたセンサーが震度5強以上の揺れを感知すると、3分後に自動でブレーカーを作動させ、電力供給を遮断します。これにより、各家庭での通電火災を防止し、他の住宅などへの延焼を防ぐことで、被害を大きく軽減することができます。



分電盤(内蔵型タイプ)

分電盤(後付型タイプ)

～ 破損した電化製品などから発生する通電火災～

地震による停電が復旧した後に、破損や散乱した電化製品や配線に、電気が流れることで発生する火災のことを通電火災と呼びます。東日本大震災で原因が特定された火災の過半数が、電気関係から出火したものと判明しています。



対象者

▼市内に住宅を所有または居住している個人で当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者

対象機器の規格

▼一般社団法人日本配線システム工業会が定める規格で感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の構造および機能を有するもの

補助金額

▼感震ブレーカーなどの購入および設置工事に要する経費のうち3分の2以内の額(上限5万円千円未満切り捨て)  
 ▼新築住宅は一律1万円

申請方法

▼申請書および必要書類を防災課(市役所榛原庁舎4階)へ提出する(申請書は市ホームページからダウンロード可)  
 ▼申請書は必ず感震ブレーカーの購入(工事を発注)前に提出する

問い合わせ 防災課 奥川 ☎(23) 0056